

人のつながりから生まれる 笑顔のまちづくり

HOKKAIDO
EMBETSU

広
報

えんべつ

謹賀新年

令和4年

1

2022
January

今月の表紙

寄り添うエゾモモンガ

【歌越にて 広報委員 泊 和幸さん撮影】

No. 766



遠別町長 笹川 洸 志

新年明けましておめでとうございます。
2022年の新春を町民の皆様と共に健康で迎えられることを心からお喜び申し上げます。

昨年から続く新型コロナウイルス感染症がワクチン接種の効果によって、ようやく落ち着いてきている状況となり、町民の皆様の生活も自粛から解放され、通常の生活に戻りつつあることを嬉しく思うところであります。

本町の基幹産業である農業については、夏場の雨不足により農作物の影響を懸念しておりましたが、収穫時には持ち直し、全体的に例年並みの収量となりました。漁業においても、ホタテ稚貝の出荷量が増加し、前年を上回る売上高を達成するなど、産業においては活況を呈した一年でありました。

平成28年度に策定した「第6期総合計画」も半ばを経過し、残された期間で着実に計画を遂行しつつ、時代を見極め本来に必要な事業を選択し、「孫・子に残せる遠別」の実現を目指します。

令和4年からは町立診療所の建設に着手し、町民の安心・安全確保のため、医療体制の整備を進めてまいります。また、子ども達が安心・安全で快適に学べるよう、老朽化した遠別中学校の新校舎建設に向け基本設計に着手し、学力の向上・体力の向上を図るとともに、教育費支援など子ども達が伸び伸びと教育が受けられる教育環境を整備してまいります。

引き続き、産業の生産基盤を安定させることで、地域経済の活性化や雇用創出に繋げるとともに、ICTを活用したスマート農業を推進しつつ、社会問題となっている空き家対策にも取り組み、安心安全に暮らせるまちづくりを推進してまいります。

結びになりますが、町民の皆様が健康で幸多き年となりますよう心からお祈り申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。



遠別町議会議長

西畑 広 男

新年 明けましておめでとございます。

新春を皆様とともに健やかに迎えできましたことを、心よりお慶び申し上げます。日頃より町議会の運営ならびに活動に対し、格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の中、ワクチンの接種などにより経済活動等の制限緩和など新型コロナウイルス感染症との共存を模索し、昨年9月末に緊急事態宣言が解除になり、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと行いながら、徐々にではありますがありますが、通常の生活の戻りつつある状況の中で、11月末にオミクロン株という新たな変異株の発生により第6波が懸念されているところであります。

賛否両論の中、感染症対策を徹底して開催された東京オリンピックでは、若い世代の日本選手が大活躍を見せ、日本中に歓喜と感動を与えてくれました。また、真鍋淑郎氏の気象モデル開発でノーベル物理学賞を受賞するなどの明るい話題がありました。今年も、2月に中国で冬季オリンピックが開催され、多くの競技で日本人選手団の活躍が期待されることでもあります。また、プロ野球では、日本ハムファイターズの新庄監督のパフォーマンスが注目され、大リーグの大谷翔平選手の昨年以上の活躍など、今から楽しみであります。

町内においても、新型コロナウイルス感染症が一日も早く終息し、各種事業等様々な活動が再開されることを願うばかりであります。私たち議員一同、町民の皆様の声を行政に届け、行政部局と知恵を出し合いながら、遠別町発展のため一層の努力をしていく所存でありますので、今年もご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに、皆様のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げます。新年のご挨拶いたします。



第47回町民バレーボール大会開催!

12月5日、2年ぶりの開催となる町民バレーボール大会がスポーツセンターと小学校体育館の二会場において行われました。

Aクラスから7チーム、Bクラスから5チームが参加し、出場した各町内会の選手たちは優勝を目指し、チーム一丸となって奮闘しました。

激戦を制し、優勝に輝いたのは、両クラス共に5区・文光町合同チームとなり、遠別バレーボール協会から賞金が贈られました。



飲酒運転防止啓発活動実施!

12月14日、町内の飲食店や旅館において、町交通指導員、町交通安全協会、遠別駐在所による飲酒運転防止啓発活動が行われました。

この活動は、年末の忘年会シーズンに毎年行われており、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という意識を強く呼びかけ、飲酒運転による交通事故の根絶を目的としています。

訪問した飲食店、旅館にステッカーやマスクなどの啓発グッズを手渡し、飲酒運転根絶の協力をお願いしました。



町社会福祉協議会 あんこもち配布

12月17日、なごみにおいて、町社会福祉協議会生活保健部会から町内の方々にあんこもちが配布されました。

今年も、感染症対策のため「もちつき交流会」を中止とし、生活保健部会が一つ一つ手作りしたものが配布されました。大きなあんこもち2個入りで100パック用意されておりましたが、子どもからお年寄りまで幅広い世代に大変好評で、配布開始から1時間程度で完配となりました。



遠別ライオンズクラブ 園児にお菓子をプレゼント

12月23日、幼児センターきらりにおいて、遠別ライオンズクラブ(萩谷泰夫会長)から袋いっぱいのお菓子がプレゼントされました。

毎年行われている餅つきが中止となったため、園児たちにグミやチョコレート、キャンディなどのお菓子を贈ることになりました。

一人一人お菓子を受け取り、遊びに来ていたモモちゃんと笑顔でハイタッチ。たくさんのお菓子とかわいいモモちゃんに園児たちは大喜びでした。





きらりクリスマス会

12月24日、幼児センターきらりでクリスマス会が行われました。園児たちは、かわいく装飾されたとんがり帽子をかぶり、ワクワクした様子で大きなクリスマスツリーを囲みました。

「サンタさんー！」と大きな声で呼びかけると真っ赤なコスチュームに身を包んだサンタクロースと大きなそりを引いたトナカイが登場。一人一人にプレゼントを贈りました。

最後は、園児たちからサンタさんにお礼として歌をプレゼントしました。



るもい農業協同組合 町へ鏡餅贈呈

12月27日、るもい農業協同組合（代表理事組合長 長谷川裕昭）様から鏡餅の寄贈がありました。

豊作を祈願して行われている鏡餅の贈呈は、毎年恒例行事となっており、今年も10kgを超える大きな鏡餅が寄贈されました。

この鏡餅は、新年を迎えるにあたり、役場庁舎1階ロビーにてお供えします。



ウイエペット俳句会

当季雑詠・新年句

成人の皇女^{ひめみこ}ゆかし初明り

家入麗子

墨文字の跳ねし絵手紙明けの春

ペンギンの足音^{あおと}かしゃかしゃ初景色

加藤数子

冬晴や校舎を染める茜色

老僧の背筋^{せすじ}びしりと初読経

お年玉袋は流行^{はやり}のアニメ柄^{がら}

国谷ミツエ

恵まれしひと目の目覚め^{おおあした}大旦

成人式頼^{たの}もしくあり寂しくも

別段典代

～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

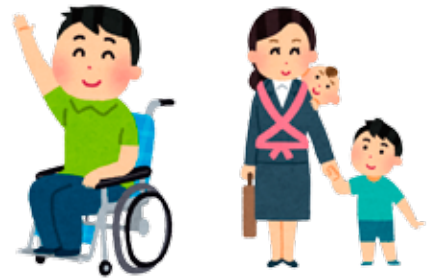
国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。



国民年金のポイント

◆老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。



国民年金保険料のお支払い

○国民年金の保険料

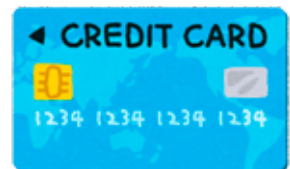
国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の1カ月当たりの保険料は16,610円です（令和3年度）。

○「前納割引制度」

国民年金保険料をまとめて前払い（前納）すると、割引が適用されるのでおトクです。

○口座振替・クレジットカードでの支払い

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。



「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

□「学生納付特例制度」

学生の方は、ご本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。



□「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

認知症地域支援推進員を配置しました！



こんにちは。
認知症地域支援推進員の亀田 絵里です。(福祉課包括支援係)
認知症になっても住み慣れた環境で暮らし続けることができるように、ご本人様やそのご家族様をサポートします。

■認知症地域支援推進員の役割

認知症地域支援推進員は、次のような業務を行います。

- ・認知症の人やその家族の相談支援を行います。
- ・町民の方に身近な病気として認知症を理解していただくための啓発活動を行います。
- ・認知症の人やその家族の状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう、医療機関等関係機関へのつなぎや連絡調整の支援を行います。

■相談窓口

認知症に関することでお悩みの方や相談したい方は、遠別町地域包括支援センターにご連絡・ご相談ください。

【連絡先】

遠別町役場 1階7番窓口
遠別町地域包括支援センター（福祉課包括支援係）
電話番号 7-2125（福祉課直通）
5-2114（テレビ電話）



北海道経済部・北海道商工会議所連合会からお知らせ

「Go To Eat 北海道 お食事券」の有効期限が延長になりました。

有効期限は令和4年2月28日まで（令和4年1月31日まで販売）

1冊8,000円で、10,000円分のお食事券が購入できます。（プレミアム率25%）



【販売場所】 稚内信用金庫 遠別支店

【登録店舗数】 北海道内約7,700店舗（遠別町内では、レストランメルヘン、コメドコロの2店舗で使用可能です。）

詳しくは下記ホームページをご確認ください。

「Go To Eat 北海道キャンペーンサイト」<https://gotoeat-hokkaido.jp/>



【電話によるお問合せ先】

「Go To Eat 北海道 お食事券利用者お問合せセンター」 ☎ 011 - 350 - 5922

または、役場経済課商工観光係 ☎ 7 - 2146（経済課直通）までお問い合わせください。

通行規制区間への進入の危険性について

冬に吹雪で見通しのきかない道路では通行止めの規制が実施されます。

通行止め区間へ脇道から侵入すると、吹きだまりに衝突したり、車両がスタックし孤立するなど、命にかかわる重大な事故に繋がる恐れがあります。

大変危険ですので指定された迂回路のご利用をお願いします。

なお、通行規制の状況は次のホームページで公表しています。

通行規制情報（北海道地区道路情報のページ）

<https://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/RoadInfo/index.htm>



■ 北海道留萌振興局留萌建設管理部維持管理課 ☎ 0164 - 42 - 8369

令和4・5年度「国有林モニター」の募集について

【募集人数】 48名

【依頼期間】 令和4年4月から令和6年3月（2年間）

【依頼内容】

- ・国有林や森林・林業に関するアンケート調査への回答
- ・モニター会議（国有林の役割や現状等説明と意見交換、年1回）への出席
- ・現地見学会（国有林の作業現場の見学や体験、徒歩移動あり、年1回）への参加



【応募資格】 北海道にお住まいで、国有林に関心のある満18歳以上（令和4年4月1日時点）の方。

※国会・地方議会議員、地方公共団体の長、常勤の国家公務員、林野庁OB及び森林・林業担当の自治体職員は除きます。

【募集期限】 令和4年2月18日（金）（必着）

【応募方法】 以下の必要事項をご記入の上、郵送・FAX・メールのいずれかの方法でご応募ください。

（1）氏名（ふりがな）、（2）性別、（3）住所、（4）郵便番号、（5）年齢（令和4年4月1日現在）、（6）職業、（7）電話番号、（8）メールアドレス（お持ちの方のみ）、（9）国有林モニターを知ったきっかけ（〇〇新聞、〇〇のホームページなど）、（10）応募理由（100字程度）

※ご応募いただいた個人情報は、国有林モニターに関する目的以外には使用いたしません。

【応募先】 〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

北海道森林管理局 企画課 国有林モニター担当

（TEL）011-622-5228 （FAX）011-622-5194 （Eメール）h_kikaku@maff.go.jp

【選考結果】 ・国有林モニターに選ばれた方には、令和4年3月末までに依頼状の発送をもってお知らせします。

・選考内容に関する情報は非公開とさせていただきます。

【その他】

・会議、見学会の旅費・宿泊費については、国家公務員の旅費規定等に基づく額を支給しますが、国有林モニターは無報酬となります。

・アンケートの回答、見学会等の様子はホームページや広報誌等で公表することがあります。

・林野庁や森林管理局の広報資料などを定期的にお送りします。

・個々のご意見、ご要望に対して個別に回答することはいたしませんので、あらかじめご了承ください。

『北方領土』 特別啓発期間

◆北方領土返還要求署名のお願い◆

戦後、沖縄や奄美大島、小笠原諸島が祖国に復帰する中、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は未だ祖国に復帰することが実現していません。

一日でも早く北方領土の返還を実現するべく、国民一人ひとりの意思を署名を通じて反映させましょう。

2月7日は「北方領土の日」です。

また、1月21日から2月20日までを「北方領土の日」特別啓発期間としています。

期間中、役場1階ロビーに北方領土返還要求署名コーナーを設置していますのでご協力よろしくお願いします。



■ 住民課生活広報係 ☎ 7 - 2113

屋根から落ちる雪や氷による危険防止などのお願い

毎年、冬になりますと、屋根に積もった雪、氷、つららが落ちて、歩行者がけがをしたり、また、死亡したりすることが、しばしば起こっています。

皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故を無くするため、特に、次のことに注意するようお願いいたします。

- ◆ 屋根の雪、氷、つららが道路に落ちる建物には、これに伴う事故を避けるため雪止めをつけるようにしてください。
- ◆ 雪止めがつけてあっても強さが足りなかったり、針金などがさびついたり古くなったりして切れて落ちることもあるので、必ず点検して、悪いところがあれば早めに修繕するようにしてください。
- ◆ 屋根の雪、氷、つらは、気温が上昇したとき、特にマイナス3度位からプラス3度位になったときに落ちやすい状態となるため、そのようなときは、早めに落とすようにし、落とすときは歩行者や遊んでいる子供などに十分注意するようにしてください。
- ◆ ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険であるため、付着した雪や氷の除去を行うようにしてください。

また、落氷雪の除去の際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにしてください。

- ◆ 軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。
- ◆ 軒下や道路では、子供を絶対に遊ばせないようにしてください。
- ◆ 屋根から大量の雪が落ちたときは、直ちに事故がないかどうか確かめるとともに、歩行者の通行への影響を避けるため、速やかに処理してください。
- ◆ 交通事故・交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。

留萌開発建設部 留萌振興局 天塩警察署

消防支署から

ごみ焼き行為は法律で禁止されています！

・ 家庭ごみの焼却にあつては、処理基準を満たした焼却設備を用いて焼却することとされており、ドラム缶や簡易焼却炉で燃やしてはいけません。

また「野焼き」も禁止されており、直接罰の対象となっています。

・ 廃棄物の焼却禁止違反
→5年以上の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科。さらには法人等に対して3億円以下の罰則

・ 風俗習慣、宗教上必要な焼却、農林水産業を営むために必要な焼却等、法律で別に定められた焼却については罰則の適用から除外されます。

※火災とまぎらわしい煙又は火災を發するおそれのある行為の届出書は役場へ行かず、直接消防署で届出書を記載して下さい。

北留萌消防組合消防署遠別支署
☎ 7-2119



消防消防署ホームページ

<http://www.town.embetsu.hokkaido.jp/shobo/>



警察署から

冬道における交通事故の防止

ストップ・ザ・交通事故

～めざせ 安全で安心な北海道～

(1) 余裕を持った運転を

冬道は天候や道路状況により渋滞が発生し、目的地までに時間がかかります。

目的地までの天気や道路の状況を事前に把握して、時間に余裕を持って出発しましょう。

(2) スピードダウンと慎重な運転を

冬道では、スリップによる正面衝突などの交通事故が多発しています。

特に日陰や橋の上、トンネルの出入り口は滑りやすくなっていますので、スピードダウンと道路状況にあわせた慎重な運転を心がけましょう。

(3) 「急」のつく運転操作は危険

急発進、急ハンドル、急ブレーキといった「急」のつく運転操作はスリップにつながり大変危険となりますのでやめましょう。

(4) 交差点に注意

雪山で見通しが悪い交差点などでは、「車が来ているかもしれない」、「歩行者が横断するかもしれない」と予測して、徐行して安全確認を徹底しましょう。

(5) 悪天候に注意

吹雪や大雪など悪天候時の運転は、吹きだまりや視界不良による立ち往生等の危険が伴いますので、不要な外出は控えましょう。



(警察本部交通部交通企画課)

天塩警察署 Tel2-2110

遠別駐在所 Tel7-2110

ひなのいき

▽おたんじょう

菊地 恵心(えしん)くん

父 陽一さん

母 和恵さん (1区)



▽おくやみ

富士原かづこさん (85) (緑町)

佐々木武志さん (93) (啓明)

山口 利明さん (76) (錦町)

横山 誠さん (72) (錦町)

野村 すゑさん (102) (3区)

瀧川スズ子さん (92) (3区)

社会福祉協議会愛情銀行

富士原洋一さん (緑町)

かづ子さんの死去に際し

山口小代子さん (錦町)

利明さんの死去に際し

越谷 幸男さん (錦町)

本人の入院見舞のお返しを廃止して



町のカレンダー 2022

曜日	月	火	水	木	金
種類	生ごみ ペットのふん	一般ごみ	資源ごみ全般 紙おむつ等・衣類等	生ごみ ペットのふん	農村地区のみ5種類を全部

- ごみに関するご不明な点は、『ごみガイドブック』をご覧ください。か、西天北五町衛生施設組合（☎5-1154）又は住民課生活広報係（☎7-2113）にお問い合わせください。

1月 (January)		2月 (February)	
15(土)		1(火)	自動車運転免許更新時講習(天塩町) 13:00～優良
16(日)		2(水)	
17(月)	マナピィ・21 図書室休館	3(木)	
18(火)		4(金)	
19(水)		5(土)	自動車運転免許更新時講習(豊富町) 13:00～優良 14:00～一般 15:30～違反
20(木)		6(日)	
21(金)		7(月)	マナピィ・21 図書室休館
22(土)		8(火)	ひよこタイム(子育て支援センター 10:00～)
23(日)	マナピィ・21 図書室休館	9(水)	乳幼児健診(健康管理センター 診察開始10:30～)
24(月)	マナピィ・21 図書室休館	10(木)	
25(火)		11(金)	マナピィ・21 図書室休館
26(水)		12(土)	
27(木)		13(日)	マナピィ・21 図書室休館
28(金)		14(月)	マナピィ・21 図書室休館
29(土)		15(火)	
30(日)			
31(月)	マナピィ・21 図書室休館		

※ 上記の内容は変更になる場合がありますので、あらかじめ各自で確認してください。

法定相続情報証明制度のご案内 ～旭川地方法務局からのお知らせ～

相続手続では、お亡くなりになられた方の戸籍書類一式を、相続手続を取り扱う各種窓口へ何度も出し直す必要があります。

法定相続情報証明制度は、法務局に「戸籍書類一式」と「相続関係を一覧にした図（法定相続情報一覧図）」を一緒に提出することで、内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを、提出された一覧図の写しに登記官が証明して無料で交付します。

法定相続情報一覧図を利用することで、お亡くなりになられた方の相続登記、預金の払戻し、相続税の申告、各種年金手続などを行うときに必要とされる戸籍書類一式の提出が省略できます。

【電話によるお問い合わせ先】旭川地方法務局登記部門

電話0166-38-1146（直通）

※受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで（年末年始・祝日を除く）

【手続の詳細】法務省ホームページ

<https://houshoukyoku.moj.go.jp/home/content/001331397.pdf>

<https://houshoukyoku.moj.go.jp/home/content/001331399.pdf> ※ホームページにもリンクを貼ってあります。



地域貢献活動に感謝！

12月13日、地域貢献活動として役場車庫の看板撤去作業を行い、公共施設の維持及び安全に貢献された三村電機工業株式会社（代表取締役 長山 政敏）様、藤森電設株式会社（代表取締役 奥山 光夫）様に笹川町長から感謝状が手渡されました。



遠別町へ寄附金

漁港周辺施設の整備への協力御礼及び新型コロナウイルス感染症の影響により低迷した町内の景気活性化のため、遠別漁業協同組合（代表理事組合長 千葉 光悦）様から1,500万円の寄附をいただきました。

ご厚意に感謝し、有効に活用させていただきます。ありがとうございました。



広報紙に載っている写真差し上げます

広報紙に掲載されている写真で、「画像データがほしい」と言う方がいらっしゃいましたら、役場1階生活広報係までお越しください。

ただし、あくまで個人用、保存用としていただける場合のみとさせていただきます。インターネット投稿やその他掲示板等への掲載、その他の理由により、お渡しできない場合がありますのでご了承ください。（まったく関わりのない方や、遠別町に肖像権のない写真についてはお渡しできませんのでご了承ください。）

交通事故死
ZERO ゼロ

1333
日

(令和3年12月31日現在)

人口 2,467人
(-6)

●男 1,186人(-2)
●女 1,281人(-4)

世帯 1,287(-4)

(令和3年12月31日現在)

所得税の還付申告は

1月24日(月)から

受付を開始します。

(住民課税務係)

〒098-3543

遠別町字本町3丁目3番地

遠別町住民課生活広報係

(記事や写真の無断転載は固く禁じます)

皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。

TEL (01632) 7-2113
(内線 113・114)

FAX (01632) 7-3695

E-mail: seikatsu.kouhou@town.
embetsu.hokkaido.jp

町へひとことご意見箱もご利用ください。